

○議長（高橋伸二君） 一番ふなやま由美君。

〔一番 ふなやま由美君登壇〕

○一番（ふなやま由美君） 日本共産党宮城県会議員団のふなやま由美です。大綱一、県民理解のない宿泊税条例は取下げを求め、伺います。

今月、知事が初めて出席した宿泊税説明会で、制度の撤回を求める声が相次ぎました。参加者がどんなに意見を出しても、知事は、まずはやらせていただくの一点張りで、事業者の切実な訴えに心を寄せる姿勢は見られません。東日本大震災で被災しながら、地震津波で苦境に立たされた県民を支え、避難所の役割を果たしていただいた事業者もいます。コロナ禍、物価高騰、借入金の返済で経営難に直面する事業者の切実な実情を、知事は本当に理解しているのでしょうか。全国からたくさんの支援を受けた本県で、ぜひ復興に向けて頑張っている姿を見ていただき、本県を訪れる方々を心から感謝の気持ちでおもてなしすることこそ必要ではありませんか。宿泊事業者は、特別徴収義務者として、利用客に説明し税徴収を行い、徴収できなくとも事業者が納税しなければならず、更に罰則もあります。結局身銭を切って納めることになるのではないのでしょうか。一番の当事者である宿泊事業者から導入しないでくれという意見が強く出されています。事業者に耐え難い負担をかけ、更に県民や観光業界に分断を持ち込む宿泊税条例は取り下げるべきです。いかがでしょうか、お答えください。

都道府県で宿泊税を導入しているのは東京都、大阪府、福岡県の三都府県のみです。京都市、金沢市、ニセコのある倶知安町、長崎市はオーバーツーリズムが起きている自治体です。これら自治体は課税額を百円や二百円に設定し、宿泊料金二万円以上の場合、三百円や五百円にするなど段階的な設定をしています。六千円以上の宿泊料金に対して、県内一律三百円、仙台市内は仙台市に二百円、県百円の課税は全国どこよりも高い設定です。宿泊料金が高額になるほど税負担率が軽くなり、担税力や公平性が考慮されていないと指摘する声もあります。結局宮城県が宿泊や旅行にお金がかかる県だと思われ、お客様が増えるどころか離れてしまうのではありませんか、お答えください。

課税目的を観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるためとされていますが、ビジネスや保養など観光以外で利用する方もたくさんおられ、課税根拠が曖昧です。目的税ですから、財源

を何に使い、どういう効果があるのかを分析した緻密な計画が必要であり、事業者と県民の納得なしには成り立ちません。県が示した観光振興策は地域ごとの独自性もなく、これで地域活性化につながるのかと疑問の声が多数出されています。県が観光で宮城を興すと考えるのであれば、行政主導で上から結論を押しつけるやり方ではなくて、観光産業に携わる方々はもとより、圏域ごとに自治体とも協力して、県内外の方々の意見集約を行い、県民とともに宮城県らしいビジョンとプランをつくり上げることがまず先決ではないでしょうか、いかがですか、お答えください。

知事は、将来の人口減少社会を見据えたときに、観光振興の財源を現在の五億円程度しか出せないと言います。震災後、復興財源を活用して観光予算を増やしましたが、二〇一七年度に県が作成した観光P R動画は、女性をおとしめるものと、大変な不評を買いました。そして、二〇一八年度、二〇一九年度は年間二十四億円という巨額の予算を投入しても、松島や鳴子などで客は増えなかったと事業者の方々からお聞きしました。巨額の予算を投入しても、なぜ松島や鳴子などの宿泊客が増えなかったのか、県はどのような検証をしたのでしょうか、お答えください。

復興財源に代わる財源として、利用者負担となる宿泊税が構想されました。二〇二二年度の本県の財政力指数は〇・五九で全国十三位です。地域の観光振興のための新たな財源とする十一億円は、一般会計の僅か〇・一%のやりくりで生み出せるのですから、新税導入をすべきではありません、いかがですかお答えください。

大綱二、四病院再編計画の撤回と命を守る県政について伺います。

県は昨年暮れに、県立がんセンターを廃止し、日赤病院が経営主体となる新病院の基本合意を県民の反対を押し切って結びましたが、その後の協議内容は検討中として、県民にも議会にも明らかにされませんでした。八月二十九日、県は仙台市と五回目の協議を行っていますが、救急医療への影響を判断する前提条件や将来の救急搬送増加への対応について見解の相違があります。県が出した日赤病院が移転することによる仙台市への影響資料では、総合周産期母子医療センターの人口十万人当たりの数は、全国二十政令指定都市中、仙台市は現在の六位から十五位にまで低下します。M F I C U、N I C U、G C Uの順位も軒並み下がる。百九万人の人口を有する仙台市の周産期機能がここまで低下してしまうことに、仙台市健康福祉局長も正直驚いたと発言しています。仙

台市は東北のダム機能の役割を果たすとよく言われてきましたが、ダム機能どころか、若年層が首都圏にどんどん転出している現状があります。政令市における周産期医療の後退となれば、一層本県の少子化問題を加速させてしまうのではないのでしょうか、お答えください。

県立がんセンターは、一九六七年に開院した県立成人病センターを前身とし、県立がんセンターとして開院後、予防から高度ながん治療、がんと共生を支える東北唯一のがん専門病院です。二〇一八年から現在までの六年間を見ても、がんゲノム医療センター開設、緩和ケア病院認定、皮膚科、精神腫瘍科開設、低侵襲外科センター開設、手術支援ロボット導入、腫瘍循環器科、患者サポートセンター開設など充実を図り、最先端医療はもとより、がんリハビリテーション、緩和ケア、就労支援など、きめ細かいがん患者への支援を行い、県立病院だからこそできる特色ある医療を展開してきました。今年度から二〇二九年度までの第四期宮城県がん対策推進計画は、都道府県がん診療連携拠点病院として、県立がんセンターを明記し位置づけています。県議会においても、がん対策推進条例の策定を鋭意進めており、全県挙げてがん対策を推進しようとして取り組んでいるときに、県立がんセンターを廃止し、一般病院では対応が困難ながん治療とケア、世界的レベルの研究所機能など、県立病院の専門性・優位性を本当に失わせていいのでしょうか。県のがん医療の低下につながるのではないかと強く危惧します。いかがですか、お答えください。

県立精神医療センターと東北労災病院の合築・移転候補地となる富谷市の土地は、訴訟問題が起きて土地取得ができていません。精神医療センターの富谷市への移転と名取市へのサテライト構想は、人員体制、医療、地域包括ケアの提供の点や、遠隔地への移転で多くの方が通院困難となり生活が壊される点でも、そして経営的にも成り立たないことは明白です。何よりも、患者、医療従事者や福祉関係者の皆さんが、計画を直ちに白紙撤回し、名取市内での建て替えを強く求めています。老朽化した精神医療センターの建て替えが喫緊の課題として、精神医療センターのあり方検討会議が開かれ、報告書が出されたのは二〇一九年十二月です。あれから五年も経過しています。二〇一三年に県立がんセンターの西側隣地への移転が検討され、当時は地権者との調整が不調でしたが、現在は代替わりし土地の譲渡の意向が示されていますし、現地建て替えも検討に

値します。知事が出馬した選挙の公約に、当事者や病院職員への相談もなく、無理やり精神医療センターを加えた病院再編構想を打ち出さなければ、患者・関係者を苦しめることなく、県はもっと早く老朽化した精神医療センターの名取市の建て替えに着手し、取り組むことができたではありませんか。知事の責任は重大です。知事、お答えください。

精神障害者の当事者や医療福祉関係者の方々が、何度も何度も県庁を訪れ、名取での建て替えを強く求めてきました。精神医療センターを利用するある患者さんは次のように話されています。「この移転計画には、最も影響を受ける患者たちの存在そのものが無視されていると直感した。二十から四十キロの距離を複数の交通機関を乗換えて定期的に通院しなければならぬ。精神の病を抱えた者にとっては、はつきり言って無理だ。県は精神障害者を声なき民として侮ったのか、眼中に入れずに計画を策定し強行しようとした。これがつまずきの石だったのだ。私たち抜きに私たちのことを決めるな」と。知事が六月議会で表明した、患者ファーストで多角的で柔軟な見直しというのであれば、精神医療センターの名取市での建て替えしかありません。ずるずると引き延ばすことは、体調悪化で入院を繰り返す患者や家族をなお一層苦しめることになります。知事、名取での建て替えを決断するのは今です。お答えください。

大綱三、安心の介護と福祉充実について伺います。

新型コロナウイルス禍は、医療、介護、福祉などのエッセンシャルワーカー、ケア労働の大切さを浮き彫りにしました。教訓を生かした施策の充実が求められるときに、高齢者の介護ケアが深刻な危機に立たされています。東京商工リサーチが今月六日に公表した一月から八月期の介護事業者の倒産が百十四件で、前年同期の一・四四倍に激増し過去最高です。とりわけ訪問介護が約半数を占めています。今年四月の訪問介護報酬改定で二%から三%もの引下げが倒産に追い込んだ大きな要因と言えます。働く人の賃上げのための介護職員処遇改善加算の新たな見直しがされましたが、本体である訪問介護事業者の報酬削減で事業そのものが成り立たないのです。党県議団は、八月に仙台市を除く県内の訪問介護の二百五十三事業所へアンケート調査を実施し、四十五事業所から回答を得ています。結果では、介護報酬引下げの影響ありは九三%に上ります。在宅中心の訪問ケアを行う事業所の非正規率は約六割、職員不足のためサービスの申込みを断った

ことがある事業所は七割を超え、在宅介護の終わりの始まりという声まで出されています。自由記載欄には、「ヘルパーの高齢化、最高年齢七十八歳、平均年齢六十四歳で雪の日の訪問が怖い、十五キロ以上のあまりにも遠いところには行けない。」「終業日、休日のシフトが組めない。」「九月いっぱい閉所となった。つらい。」という悲痛な叫びがびつしりと書き込まれていました。また、県内で訪問介護事業所がゼロの自治体は村田町と丸森町の二つ、一か所しかない自治体は七ヶ宿町、川崎町、大衡村、色麻町、女川町の五つに上り、住民が訪問介護を希望しても、サービスを断られる、受けることができない危機に直面しています。訪問介護事業は、高齢者の尊厳・人権を守り、安心して地域で暮らすことを支える在宅介護の柱であり、なくてはならない仕事です。以上より、第一に知事は、こうしたケア労働の実態についてどう認識しているのか。第二に全国知事会長として安心の介護・福祉を守るために、県内でも深刻な影響となっている訪問介護事業の報酬引上げの臨時改定を国に強く求めること。第三に介護事業所へのガソリン代、光熱費と資材高騰への支援、人員確保のための県独自の支援を決断することを求めます。以上三点についてお答えください。

大綱四、ジェンダー平等と誰もが生きやすい宮城について伺います。

日本の二〇二四年度のジェンダー・ギャップ指数は百四十六か国中、百十八位でG7の中で最下位です。特に政治と経済分野での遅れが指摘されており、一刻も早い解決が求められます。厚労省が二〇二二年度都道府県別の男女賃金格差を初めて指数化した結果では、宮城県は男性を百とした場合、女性は七十六・一で、東北六県の中で下から二番目でした。男女賃金格差是正のためには、保育や介護の公的ケアを充実させて、男女とも安心して働ける環境整備、同一労働同一賃金の保障が欠かせません。国に働きかけるとともに、本県における男女賃金格差是正の取組を、地域の企業とも力を合わせて前進させるべきと考えますが、御所見を伺います。

本県の知事部局で働いている方は正規職員で四千七百九十名、非正規職員は一千百五十三名で、全体の非正規率は約二割です。男女の賃金格差を見ると、正規職員では、女性の賃金は男性の八七・六％、非正規職員の女性の賃金は、非正規職員の男性の七六・三％にとどまっています。正規職員で女性管理職の登用が少ないことや、会計年度任用職員の六一％を女性が担っていることが、賃金格差の大きな要因になっているので

はないでしょうか。隗より始めよの立場で、全体の奉仕者としての公務労働にふさわしい処遇の改善と賃金格差是正を行うべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

県の会計年度任用職員の人数は、知事部局と教育庁合わせて三千二十一人です。県の会計年度任用職員は一年ごとの任期で契約更新できるのは二回まで、その後は公募となり、専門職で能力のある方々が仕事を失いかねない不安定な制度となっています。五年働けば無期労働契約に転換することが原則なのに、公務労働では雇用の安定に逆行しているのではないのでしょうか。二〇二四年六月に、国は会計年度任用職員の事務処理マニュアルを改定し、公募によらない再度任用の上限回数についての記載を削除しました。既に東京都の文京区、世田谷区、板橋区など七自治体は、会計年度任用職員の更新上限を撤廃しています。本県においても、会計年度任用職員の再度任用の更新上限回数を撤廃すべきです。お答えください。

公務非正規女性全国ネットワーク、はむねつとによる調査では、公務の分野で働く非正規職員の六割が年収二百五十万円未満で、雇用不安と低収入に苦しんでいる実態が明らかになりました。県自身が非正規雇用を大量に生み出していることは重大です。知事は会計年度任用職員の待遇改善を進めるとともに、非常勤講師やスクールカウンセラー、消費生活相談員をはじめとした専門職は、正規で働き続けられるように改善すべきですが、いかがでしょうか、お答えください。

国は、今年四月一日時点で配属されている女性相談支援員のうち、二〇二二年度以前から配属されている方について、給与等の全国調査の結果を公表しました。本県では、非正規で二十七名の相談員が働いており、平均経験年数は七年八か月です。女性相談支援員は今年四月一日に施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性の福祉・人権擁護の立場で、困難な問題を抱える女性のニーズに応じて寄り添った支援を行う専門的な仕事です。ところが、本県の二〇二四年の平均時給額は千三百七十九円であり、経験年数八年の女性相談員に対する国庫補助基準額のおおむね時給千五百七十六円と比較しても、時給は二百三円も低くなっています。直ちに改善を求めるものです。明快にお答えください。

多様な性の在り方が位置づけられ、市町村パートナーシップ事業の中でLGBT研修会が県内各地で開催されています。二〇二三年度に六十件のLGBT相談支援を行っていますが、全国的にはパートナーシップ制度、トランスジェンダーへの支援、県民への理解啓発などが系統的に取り組みられており、本県はこの分野で大きく遅れをとっていると言わざるを得ません。性的マイノリティーの方のお話をお聞きする機会がありました。学生時代から差別され自分らしさを殺して生きてきたこと、傷つき死にたいと思うこともあった。しかし友人に「ありのままの姿でいてね、あなたはあなたのままでもいいよ。」と言われたときに、やっと苦しみから解放された。この世に一人として同じ人間はいない。性的指向や性自認は多様であること、多様性を認め合える社会、誰もが尊厳を持ってその人らしく生きやすい社会をつくりたいと話されたことが印象的でした。認定NPO法人虹色ダイバーシティの調査によれば、二〇二四年六月時点でパートナーシップ制度を導入しているのは全国四百五十九自治体、人口の八五・一％に上ります。性的マイノリティーのカップルへの県営住宅の申込み、入院治療の際に同意できるようにするなど、生きづらさを少しでも軽減する取組がなされています。仙台市や栗原市もパートナーシップ制度導入を決断しています。東北六県でこれまでに制度のなかった福島県も制定することが決まっており、東北六県で制度がないのは宮城県だけです。誰もが生きやすい宮城のために、パートナーシップ制度の導入はもとより、当事者の意見を反映させ一歩先を見据えた内容で、子供との関係を含むファミリーシップ制度も導入すべきです。いかがですか、お答えください。

大綱五、環境を守るエネルギー行政の在り方について伺います。

深刻な燃料代高騰などのエネルギー問題の背景にあるのは、我が国のエネルギー自給率が僅か一〇％で、自国のエネルギーを自国では賄えない政策の在り方です。福島第一原発事故を体験した被災地の本県で、幾ら対策工事を行ったとはいえ、東日本大震災で、千か所以上も損傷し、福島第一原発と同じ沸騰水型の老朽原発である女川原発再稼働はすべきではありませんし、持続可能なエネルギー政策に転換させることは、被災した宮城県として率先して取り組むべき課題です。その際、必要になるのは、地域と共生し環境負荷の少ない再エネの取組をどう進めるかです。この間、県内で森林を伐採しての大規模な風力、メガソーラー計画が問題になっていますが、仙台市太白区秋保地域の

市街化調整区域に六百ヘクタールの太陽光発電施設と蓄電池製造工場計画が浮上し、地域で大問題となっています。住民の皆さんが、豊かな自然の里、秋保を守れと声を上げています。三月に事業者は、たった一回の地権者向けの説明会をしたきりで、その後、事業者には電話をかけてもつながらない状況です。県は議会で、「仙台市内の太陽光発電施設計画に関して、直接の対応は仙台市が所管する。県は仙台市とも連携しながら注視していく。」という旨の答弁をしました。太陽光発電計画の届出や環境影響評価は仙台市が行いますが、森林法に基づく林地開発許可は県の仕事です。多賀城市域面積の三分の一くらいの面積に相当する、六百ヘクタールもの森林を伐採する本計画は、環境破壊そのものであり許すことがあってはなりません。いかがですか、お答えください。

本県の太陽光発電施設の設置等に関する条例の運用状況では、条例に基づく届出のうち、届出未提出が二十二件、実地調査では、維持管理等計画未掲載施設四十四件、条例施行後の設置規制区域内に設置された施設一件となっています。条例で規定しているルールが守られないのであれば、何のための条例かということになります。手続が適正に行われていない事業者には文書で指導していますが、その結果はどうなのか、お答えください。

また、仙台市は、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例で、対象を二十キロワット以上にしていきます。宮城県においても、五十キロワット以上としている基準の見直しが必要ではないでしょうか。二点併せてお答えください。

県は、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略で、二〇五〇年度までのカーボンニュートラルの実現を目指し、温室効果ガス排出量を基準年度である二〇一三年度と比べて、二〇三〇年度までに五〇％を削減することを目指しています。環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの転換を進めるときに大事な観点は、森林など自然環境を保全し、住民に喜ばれ地域と共生できる取組です。もともと再エネの潜在量は電力需要の七倍とされています。住宅や工場の屋根を活用した自家消費型の太陽光発電・蓄電池の促進、農地を活用したソーラーシェアリング、小水力、地熱など宮城の気候風土を生かした再エネ普及を進め、目標達成に向けた取組を強化すべきです。いかがでしょうか、お答えください。

また、県有施設の脱炭素化の取組では、基準年度比で二〇三〇年度までに省エネ・再エネで五一％の削減目標に対し、二〇二二年度は二四・一％で、計画に掲げた二七％削減は未達成の状況です。省エネではペーパーレス推進で用紙類の購入や水使用では達成しましたが、電気、燃料、ごみの発生量は未達成です。再エネで県有施設七百五十一施設中、太陽光発電施設導入は三十二施設で僅か四・三％です。もっと積極的な計画を立てて推進することが必要です。県有施設の脱炭素化をいつまでに何％達成する予定でしょうか、お答えください。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） ふなやま由美議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、県民理解のない宿泊税条例は取下げをとの御質問にお答えいたします。

初めに、宿泊税条例を取り下げるべきとお尋ねにお答えいたします。

深刻な人手不足、物価高など宿泊事業者のみならず、県内の中小企業者の経営環境は大変厳しい状況にあるものと認識しており、県では国と連動した経済対策や経営に関する各種相談事業、県制度融資による資金面への支援などを行ってまいりました。宿泊税は、これらの支援に加えて、観光施策にのみ充当し、人手不足対策や閑散期の誘客施策などを実施するものであり、宿泊事業者の経営基盤の強化につながるものと考えております。更に我が県の観光の将来を考えた場合、県内人口の急激な減少がもたらす影響やゴールデンルートへの一極集中、厳しい地域間競争などの課題を克服する必要があると推し進め、更に県内全域に送客する取組が今まさに不可欠であると考え、今議会に宿泊税条例議案を提案したものであります。

次に、新税を導入すべきではないとの御質問にお答えいたします。

使用料や手数料、国庫補助金を財源とした観光振興施策は、安定的な財源確保の見通しを立てることが難しく、また、社会保障関係経費や給与関係経費等の経常的経費が

増加している現況において、一般財源により観光関連予算を増額することも極めて難しい状況にあることから、県の観光振興施策は、既存の枠内での取組とならざるを得ない状況にあり、思い切った施策展開につなげることに限界があります。一方で、目的税である宿泊税を財源とした場合、観光振興施策のみに充当できるため、安定的な財源確保が図られ、中長期的な観点からの新たな施策展開が可能となります。宿泊税の導入により、人口減少に打ちかつ地域主体の持続可能な観光地域づくり、更には東北のゲートウエー機能を発揮し、東北全体を牽引する観光地宮城の実現につなげてまいります。

次に、大綱二点目、四病院再編計画の撤回と命守る県政についての御質問のうち、仙台赤十字病院の移転による周産期医療への影響についてのお尋ねにお答えいたします。名取市に整備予定の新病院では、現在仙台赤十字病院が担っている総合周産期母子医療センターの機能を引き継ぐことを想定しており、病院の移転後も、東北大学病院や県立こども病院、各地域の周産期母子医療センターなどと連携した体制で、全県の周産期医療に対応していくことから、仙台市を含め、仙台医療圏の周産期機能に大きな影響を及ぼすものではなく、周産期医療の後退につながるものとは認識しておりません。県といたしましては、新病院の具体的な機能について、引き続き関係者との協議を進めるとともに、周産期医療協議会などで有識者の御意見を伺いながら、我が県の将来を見据え、県内の周産期医療体制の確保に努めてまいります。

次に、大綱三点目、安心の介護・福祉の充実についての御質問のうち、訪問介護事業の報酬引上げについてのお尋ねにお答えいたします。

訪問介護事業を含む介護人材の処遇改善については、介護人材を確保する上で重要な課題の一つとして認識しております。これまでも全国知事会として国に対し、介護人材が確保できる報酬となるよう求めており、特に今年度においては、訪問介護等における基本報酬の引下げ等の影響を適切に検証し、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう要望しているところであります。今後、国においては、介護報酬改定の効果の検証を行う予定となっており、その動向を注視しながら、介護人材の安定的な確保・定着に向け、必要な措置が講じられるよう引き続き国へ要望してまいります。

次に、大綱四点目、ジェンダー平等と誰もが生きやすい宮城のためにとの御質問のうち、パートナースhip制度やファミリーシップ制度導入についてのお尋ねにお答えい

たします。

県では、性的少数者に関する理解増進を目的として、県民や市町村職員を対象とした研修の実施や、みやぎ男女共同参画相談室におけるLGBT相談など、様々な取組を行っております。市町村との共催事業においては、昨年度二件であったLGBTに関する研修会の開催が、今年度は六件予定されるなど、市町村においても取組が広がっております。また、市町村担当者との意見交換の場では、まずは性的少数者の理解促進が重要であるといった意見がある一方で、県にはパートナーシップ制度やファミリーシップ制度の導入に否定的な意見が複数寄せられているのも事実であります。県といたしましては、引き続き県民の理解増進に取り組みとともに、市町村や関係団体等とも意見交換を行いながら、県自らでできることについて検討を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱四点目、ジェンダー平等と誰もが生きやすい宮城のためにとの御質問のうち、女性職員の格差是正等についてのお尋ねにお答えいたします。御指摘のありました職員給与の男女の差異のうち、任期の定めのない常勤職員については、扶養手当を受給する職員の割合や、時間外勤務手当の平均支給額の差が反映しているものと分析しております。また、任期の定めのない常勤職員以外の職員については、主に希望する勤務時間の差によるものと認識しております。いずれにいたしましても、職員の処遇において、男女の平等は大原則であり、意図的にこれに反するような取扱いはしておりません。

次に、会計年度任用職員の再度任用の上限についての御質問にお答えいたします。会計年度任用職員の公募によらない再度任用の上限については、今年六月に、国の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルが改正され、各自治体において地域の実情により定めることができるようになりました。我が県といたしましても、他の自治体の動向や上限撤廃による効果及び課題を見極めながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、会計年度任用職員の待遇改善等についての御質問にお答えいたします。

地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とすべきとされております。その上で、多様化する行政需要等に応えるため、必要に応じて会計年度任用職員を任用しているところですが、その処遇については、従事する職務の内容や責任の程度、任期の定めのない常勤職員との均衡を考慮しながら改善に努めてきたところであり、今年度からは勤勉手当を支給できるようにいたしました。任期の定めのない常勤職員の採用に当たりましては、地方公務員法の規定により、原則として競争試験によらなければならず、会計年度任用職員をいわゆる正規職員に転換することはできません。なお、現在、会計年度任用職員として任用している特定の職について、競争試験を経て任用される、いわゆる正規職員の職とすることの適否は、他の自治体の動向なども参考にしながら判断してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱五点目、環境を守るエネルギー行政の在り方についての御質問のうち、林地開発許可についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、再生可能エネルギー発電施設の設置に当たっては、環境保全や地域との共生が必要と考えております。仙台市秋保地区での案件については、県に相談はなく内容は明らかではありませんが、一般的に大規模に開発行為を行う場合には、事前に環境影響評価の手续が行われ、環境保全の見地から地域住民等の意見を適切に反映し、環境に配慮した事業計画になるものと考えております。こうした手続を経て、林地開発許可申請された場合には、環境影響評価の内容に配慮しているかを含め、災害の防止、環境の保全など四項目について厳正に審査し、許可・不許可を判断することとなります。

次に、太陽光発電施設の設置等に関する条例の運用状況及び基準の見直しについての御質問にお答えいたします。

条例の運用状況については、八月の委員会でご報告した後、届出未提出一件、維持管理等計画未掲載施設二件が改善されております。また、条例施行後に設置規制区域内に設置された未許可施設一件については、現在、事業者に対し、設置許可申請書の提出に向けた指導を行っているところです。その他の未改善施設については、現地確認等に

より、事業者への指導を継続し早急に改善を図ってまいります。なお、基準の見直しについてですが、五十キロワット以上の事業用電気工作物については、電気事業法で保安規程の届出など厳格な管理が義務化されており、高圧な電力を扱うため危険性も高くなることから、五十キロワット以上を条例の対象としたものであり、現時点で基準の見直しは考えておりません。

次に、気候風土を生かした再エネへの取組強化についての御質問にお答えいたします。

地球温暖化対策においては、環境保全に努めつつ、再エネの導入を進めることが不可欠であり、その導入に当たっては、地域との共生が重要であると認識しております。その上で、戦略では二〇三〇年度の目標達成に向け、我が県における導入ポテンシャルが高く、導入期間が短い太陽光発電の普及に主眼を置き、建築物の屋根などを活用した需給一体型などの導入拡大に注力してまいります。また、二〇五〇年脱炭素社会の実現に向けては、風力や水力、地熱などの多様な再エネの導入が必要であるため、今後は、未利用資源を活用した農業用水路等による水力発電など、我が県の気候風土を生かした再エネ事業の導入に取り組んでまいります。

次に、県有施設の脱炭素化の取組についての御質問にお答えいたします。

県では、二〇五〇年のカーボンニュートラルの実現に向け、二〇三〇年度の温室効果ガスの排出量を、二〇一三年度比で五十一%削減する目標とし、目標達成に向けては、県の事務事業における電力使用量を、今後四千六百メガワットアワー削減する必要があると算定しております。県有施設における電気使用量の削減については、今年中に策定予定の指針に基づくZEB化・省エネ化や、計画的な照明のLED化により、二千六百メガワットアワー以上を削減するとともに、県有施設や県有未利用地を活用した太陽光発電の導入により、合計二千メガワットアワー以上削減することで、県有施設の脱炭素化を達成できるものと見込んでおります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、四病院再編計画の撤回と命守る県政につ

いての御質問のうち、がんセンターの廃止による我が県のがん医療への影響についてのお尋ねにお答えいたします。

県立がんセンターについては、我が県のがん征圧拠点として、主に県南部のがん医療の中心的役割を担っておりますが、近年はがん医療の均てん化に伴う他病院との競合や医療ニーズの多様化など、医療環境が大きく変化しており、令和元年度のあり方検討会議では、他の医療機関との連携・統合についても検討すべきと提言されたところです。がん医療に係る新病院の具体的な機能については、県内のがん医療の状況について、将来の医療需要なども踏まえ、引き続き検討してまいります。がん診療連携拠点病院として、東北大学と補完・連携を進め、他のがん診療連携拠点病院とともに、県内のがん政策において必要な機能を維持し、県全体でがん医療の水準を確保できるように取り組んでまいります。

次に、精神医療センターの早期建て替えについての御質問にお答えいたします。

県立精神医療センターは、施設の老朽化が著しいことから、名取市内において十年以上にわたり建て替え用地の確保に取り組んでまいりましたが、がんセンター西側山林の地権者との交渉が不調となるなど、用地確保が困難な状況にありました。このような中、老朽化した施設の早期建て替えや、一般病院との連携体制の構築による身体合併症への対応などについて、令和元年度のあり方検討会議で提言されたことを踏まえ、東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築に向けて、令和三年九月から労働者健康安全機構と協議を開始したものであります。県といたしましては、精神医療センターの早期建て替えに向けて、これまでも鋭意取り組んできたところであり、その実現が図られるよう、建て替えの方向性について、関係者の方々からも御意見を伺いながら、引き続き検討してまいります。

次に、精神医療センターの名取市内での建て替えについての御質問にお答えいたします。

県立精神医療センターの移転・建て替えについては、患者や家族などの当事者をはじめ、センター職員や関係団体などから頂いた様々な御意見も踏まえ、現在、本院の機能を名取市内に設置した上で、県北部の患者の精神科医療にも対応する形なども含め、柔軟かつ多角的視点により対応案の検討を進めているところです。なお、仮に名取市内

に本院機能を残すとした場合には、建て替え用地の確保とともに、今後、高齢化に伴い増加が予想される身体合併症への対応が大きな課題であり、精神医療センター単独での機能強化と併せて、仙台市立病院など精神科病床を有する一般病院との一層の連携強化が不可欠であると考えております。県といたしましては、課題解決に向けて関係者の皆様からも御意見を伺いながら、移転・建て替えの方向性について、更に検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、安心の介護・福祉の充実についての御質問のうち、訪問介護事業所におけるケア労働の実態についてのお尋ねにお答えいたします。

訪問介護事業所をはじめとする介護現場では、介護報酬改定の影響や職員の高齢化等を要因として、介護人材の不足が生じている事業所もあり、人材確保は喫緊の課題であると認識しております。今後も地域における介護サービスの提供体制を維持するため、介護人材の確保に向けた事業所支援の取組を一層推進してまいります。

次に、介護事業所への物価高騰対策や人員確保のための支援についての御質問にお答えいたします。

近年の物価高騰や介護人材の不足など、介護事業所を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識しております。物価高騰対策については、これまで国の交付金を活用し実施してきたところですが、全国的な課題であることから、物価高騰分を介護報酬の臨時改定時に反映するなど、適切な対応がなされるよう国に要望してまいります。また、介護人材確保のための支援については、これまでも介護職のキャリアアップ支援や、介護ロボットなどの導入支援を行っており、特に令和二年度からは、外国人介護人材の確保や、介護職のイメージアップなどに取り組んでおります。今後も市町村や関係団体の意見を踏まえながら、介護人材確保のための取組を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

次に、大綱四点目、ジェンダー平等と誰もが生きやすい宮城のためにとの御質問のうち、女性相談支援員の処遇改善についてのお尋ねにお答えいたします。

女性相談支援員は、女性相談支援センターや県保健福祉事務所のほか、仙台市をはじめとする四市に配置されており、相談者が最適な支援を受けられるよう関係機関と連携をとりながら、一時保護に関する調整や自立に向けた支援を行っております。女性相

談支援員の処遇に関しては、これまでの期末手当に加え、今年度からは勤勉手当が支給対象となるなど、改善が図られてきたところですが、平均受給額は本人の経験年数の影響を受ける部分もございます。一方で、女性をめぐる問題は複雑化し、相談内容も多様化しており、専門的知識と経験を有する人材を確保する観点からも、会計年度任用職員制度全体の動きを注視しながら、より一層の処遇改善に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱一点目、県民理解のない宿泊税条例は取下げをとの御質問のうち、宿泊客が離れてしまうのではないかとのお尋ねにお答えいたします。

今回の宿泊税導入検討に当たっては、県内の観光地二十か所において、県民及び県外からの旅行者向けのアンケート調査を実施し、千三百五十二名から回答を頂戴いたしました。調査では、魅力あふれる観光コンテンツの創出、観光産業の体質強化などの観光施策を用途とするのであれば、三百円または三百円以上の宿泊税を負担してもよいとの回答も多く寄せられたところです。宿泊税の導入に当たっては、納税者となる県内外の宿泊者の皆様の御理解、御協力が不可欠であることから、議会で可決された場合には、税徴収開始まで一年程度の十分な周知期間を確保し、周知のためのパンフレット等の広報ツールの作成や配布などを通じ、円滑な導入を図ってまいります。

次に、観光振興のビジョンとプランの策定についての御質問にお答えいたします。

県では、前回の宿泊税導入提案時の議論を踏まえ、地域や観光事業者の声をしっかりと反映させるため、令和二年度に宿泊事業者や交通事業者といった観光事業者をはじめ、市町村、学識経験者などで構成するみやぎ観光振興会議を立ち上げました。来年度を初年度とする第六期みやぎ観光戦略プランについては、今年七月に開催した同会議で骨子案を示し、御意見を頂戴したところであり、年度末の策定に向け、同会議で御意見を賜りながら、効果的なプランとしていくこととしております。今後とも地域関係者の皆様に構成されるみやぎ観光振興会議を活用し、事業成果の検証、地域の実情や必要とする施策等に関して意見交換を行うことにより、信頼関係を一層深め、地域や観光事業

者と一体となって観光振興策の充実に努めてまいります。

次に、松島や鳴子地区における宿泊客の状況についての御質問にお答えいたします。松島や鳴子地区においては、老朽化などによるマリニピア松島水族館の閉館、自然災害による鳴子峡遊歩道の通行止め、需要の縮小などによる鳴子スキー場の廃業をはじめとして、当時、多くの観光客でにぎわっていた観光資源が失われた状況にあります。

これまで県では、松島水族館跡地への観光集客施設整備への支援、鳴子峡遊歩道やスキー場に代替する観光コンテンツとして、宮城オルレ鳴子コースの整備などを行ってまいりました。しかしながら、団体旅行から個人旅行への宿泊ニーズの変化という大きな流れの中で、松島地区では仙台市内への宿泊客の流出、鳴子地区では宿泊事業者の廃業がそれぞれ進んだことにより、宿泊客が減少しているものと地元自治体などから伺っているとところです。このため、宿泊税を活用した取組を展開し、インバウンドを含む県外客の更なる取り込みを図ることが必要であり、仙台市と一体となって、仙台市及び我が県への誘客を強力に推進し、更に誘客した観光客を松島や鳴子地区をはじめとする、県内全域に送客する取組が不可欠であると考えているところでございます。

次に、大綱四点目、ジェンダー平等と誰もが生きやすい宮城のためにとの御質問のうち、男女賃金格差についてのお尋ねにお答えいたします。

男女賃金格差の是正のため、性別によらず個人が能力を發揮でき、安心して働き続けられる雇用環境を整備することは、我が県にとっても重要な課題であると認識しております。県では昨年五月に、みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センターを開設し、育児等の事情により離職した女性の就業を支援するとともに、非正規雇用から正規雇用への転換の促進を図ってまいりました。男女賃金格差は全国的な課題であり、これまでも全国知事会を通じて提言してまいりましたが、引き続き女性活躍の促進や正規雇用、就業継続などについて国に働きかけるとともに、県内の企業と力を合わせて、男性の育児休業取得の促進に取り組むなど、性別を問わず活躍できる環境整備を進めることで、男女賃金格差の是正を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 御答弁頂きましてありがとうございます。再質問させて

いただきます。

まず、四病院問題についてお伺いしたいのですが、県立がんセンター、日赤病院の移転・統合に関して昨日、知事答弁で開業時期が二年ほど延びるといふ答弁がございました。二年ほど延びるといふますと、二〇三〇年度までといふことで、あと六年間かかるといふ中身になります。この間、地域の住民の皆様から様々不安な声を伺っているんですけども、例えば日赤病院で、診療科ですとか、お医者さんが減っていて心配だといふお声であるとか、がんセンターについても、医療機能、そしてベテラン職員の方が泣く泣く退職せざるを得ないと、こういった事態が生まれているということも伺っています。病院機能の縮小、医療基盤の後退がこの六年間進んでしまったら、本当に住民の皆さん、県民の皆さんの命を守れなくなる、そういう事態になるのではないのでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） そういったわけで、二年程度は伸びる見込みだということをお答え申し上げたところでございまして、御指摘のとおり、早くて六年間くらいは間隔が空くといふことでございます。その間の現病院の維持も当然大きなテーマで重要なことでございますので、現在の協議の中で、現在の日赤病院、がんセンターの在り方についても、しっかりと議題を上げて、その辺の職員の処遇、対応も含めてしっかりと対応していくことを、県としても促してまいりたいといふふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 県の政策によってこうした事態が生み出されていること自体が私は問題だといふふうに思っています。それから県立精神医療センターについて、幾つかの案を検討しているといふ答弁ございました。検討を長引かせていくといふことは、この間でも、患者さんたちは入退院を繰り返して、本当に大変な思いで苦しんでいるわけです。身体合併症の対応について、協議が必要だといふ御答弁ございましたけれども、これまでも仙台市立病院であるとか、あるいは日赤にも精神科はございまして、連携とりながら、身体合併症の患者さんを受入れてくださっていました。老朽化した精神医療センターを名取市内で建て替えをすることを、今すぐにも、知事に決断していただきたいということで、伺いましたので、お答えいただきたいと思えます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私、知事になって間もなく丸十九年になりますけれども、精神医療センターの建て替えというのは、十九年前から最優先課題の一つとせずと扱ってきたんです。私も、いろんなところに自分で足を運んで、いろんなところに調整したことも度々やりました。そのたびにやっぱり不調になるんですね。精神医療センターを家の近くにということに対して、いろいろ抵抗される方もおられて、名取市内で正直言っ、なかなか建て替えができなかったと。現状、今でも、考えられる土地というものもないですね、民有地では、ないというような状況でありました。最近、がんセンター隣いいですよという方おられましたけれども、そこは恐らく造成してとなると物すごい、また時間がかかってしまうということでもあります。したがって、今すぐ建て替えを決めろと言われても、まずこの場所という場所がないということです。やるとするならば、県有地か、あるいは県が自由に使える土地ということになるといふふうに思います。そうするとやっぱりある程度限られてくるということでありまして、そこに今度、労災病院が関わってきているというようなこともありますので、今ここで、直ちに名取市内で建て替えるということを明言することは、まず基本的に、物理的に難しいということをお理解いただきたいというふうに思います。ただし、いろんな方から、名取市内でという声が強くなるということもありますので、できるだけ多角的、柔軟に考えようやということ、今職員が東北大学さんの御指導も頂きながら、いろんなところに手を広げて調整をさせていただいているということでございます。おざなりしてるわけでは決してございませんので、我々の熱意と努力というものについては、御理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 最初に、選挙で精神医療センターを持ち込んでしまったのは知事ですので、やっぱり名取で建て替えをということ、今、現地建て替えの候補もあるのではないかとということがありますからね。早く決断をして、名取での建て替えを進めていただきたいと思えます。次に宿泊税について伺います。二百十四事業者と個別に面談し、約七割の事業者から理解を得たとしていますけれども、これは一件一件賛成か反対か、お聞きしたのか伺います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 賛成ですか反対ですか、丸ですかバツですか三角ですか、といったようなことではなくて、県は今こういうことを考えています、こうなんですと、それに対してどういう御意見をお持ちですか、というふうな形のヒアリングをしたということでございます。

○議長（高橋伸二君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 一件一件賛成か反対かと聞いたわけではないということでした。七割の理解ということで、昨日も金田もとる県議も質問いたしましたして、多くの方が取り上げました。答弁の中で、宿泊税導入に対する賛成の意見のほか、税収の使途、連泊客への配慮や宿泊事業者側の事務負担軽減等、これを宿泊税導入に向けた解決すべき課題を挙げていただいたと、これらの課題は宿泊税導入に当たっての検討課題であり、条件付で税導入に対して御理解を示していただいたものと。意見を言ったことが、いつの間にか導入を理解してもらったものというふうに変わっていくことが、私、受け止めができないんですね。これ全く恣意的な都合のいい解釈ではないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私がその場にいたわけでありません。いろんな職員が行って聞き取りをしていますので、それはもうニュアンスのとり方によって、変わった部分がなかったのかというと、決してそうではなかったというふうに思いますが、ただ宿泊税について、「俺は、賛成ではないけれども、やむを得ないと思う」といったような意見が、たくさんあったというふうには報告を受けております。決してデータを詳細に取りまとめるというよりも、こういう意見があったということヒアリングする中で、「俺は、絶対反対だと、やるべきじゃない」という方が比較的少なかったという、そういう捉え方をしていただければというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 全く、恣意的な都合のいい解釈だと言わざるを得ないですね。結論ありきで、事業者の皆さんの元に行って意見を聞いて、それはいろいろ意見頂いたから、これは結果賛成だと、導入ありきに向けての意見だということまでまとめてし

まうという、そんな話は通らないというふうに思うんです。そして大崎、蔵王、栗原をはじめとして、県内五の自治体の議会から導入反対、拙速に導入しないでという声が次々と上がっているわけです。多くの事業者の方々が反対の声を上げていらっしやいます。こうした議会や事業者の声を切り捨てて、知事は前に進むおつもりでしょうか、お答えください。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 決して切り捨てるということではなくて、そういった方たちの意見もすっかりこれから聞きながら、そうした人たちが、やってよかったなと思ってもらえるように、努めていきたいというふうに思っております。同じものではないので比較すべきではないのかもしれませんが、私も今まで、こういったような税ですね、発展税をやったり、環境税をやったり、この間、再エネ税をやりましたけれども、私が知事になる前には産廃税もやりました。そのとき、やはり同じような議論が毎回——私も産廃税のときは議場において、議員として当時の浅野知事に対して、同じような質問をしたと記憶しております。ただやはり導入して、後で振り返ってみると、導入しないよりも、したほうが、より効果が大きかったというふうに私は思っております。今回も、決して拙速ではなく、かなり時間をかけて、何回も何回も知事室で議論を重ねて、そしていろんな意見をできるだけ聞いて、ここまでまとめました。そして、仙台市さんも、一緒に歩調を合わせてやっていこうということで、今、議会で先行してやっておられるわけであります。そういったことを考えますと、今、なかなか理解できないという方におかれましても、導入して結果的にお客さんが増えたり、あるいは環境がよくなることによつて、導入してよかったなど必ず思ってもらえるというふうに私は信じて、今回、提案をさせていただいている次第でございます。決して無視をするわけではないということは御理解頂きたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 知事室で何回もお話合いをしたと。それは県内部での話合いであつて、現当事者の方々、宿泊事業者の皆さん、県民の皆さんの納得と理解、納得なしには進められないというふうに思うんです。この点が、知事の県民に対する声を聞くという認識が問われているのではないかと思うんですが、知事は県民の声を聞くとい

うことは、どういうものだと認識していらっしゃるんですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然私は、県民から選ばれた代表者でありますので、県民の声を聞くというのは、最も重要なことだというふうに思っています。決して職員任せで知事室だけで会議をしたわけではなく、私自身がいろんな事業者の方に直接会って、お話を聞いたこともございますし、また一緒に会食をしながらお話をさせていただいたこともございます。また、いろんな会合でお会いしますので、その都度関係者の方に合わせて、どうでしょうかというような御意見を聞かせていただきました。私に会えば、なかなか皆さん本音が言いにくくなるのかもしれないです。ですから、それが全てとは言えませんが、私も、私が会っていろんな話を聞いた限りにおいては、絶対反対だと言われる方よりも、やむなしだなと。協力はするけれどもしつかりやってくれといったような声のほうが多かったことは事実でございます。

○議長（高橋伸二君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） それは十分に声を聞いていないということですよ。これほど多くの方が反対の声を上げているわけですから、これにしつかり耳を傾けて、七割って言ったのを反省するっていうんだったら立ち止まる、それが必要だと思います。それから、宿泊税条例を読みました。この中に、特別徴収義務者となる宿泊事業者の方々との義務規定があります。宿泊施設ごとに帳簿を整え、宿泊年月日、宿泊者数、課税対象となる宿泊者数、課税免除対象となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額を記載した帳簿の五年間の保存義務があります。帳簿の記載義務違反に対する罪では、違反をした者は一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。この内容を事前に宿泊事業者の皆さんに説明されたでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） これまでの説明会におきましては、この宿泊税の制度と、それから、用途について中心にお話をしてまいりました。限られた時間で何でもかんでも全てを説明するというのは非常に困難で、今回、このタイミングでは、どういうことをきちんと説明すべきか、どういうことについて意見を頂くか、そこに思案を巡らせて、そうでないものについては、説明を積極的にするというのではなく、聞かれた

ときにお答えをする準備をしていたということでございます。

○議長（高橋伸二君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） それはおかしいと思いますよ。罰則規定を設けられて、宿泊事業者の皆さんに関わるお話を、こういうものについては聞かれたときに準備していたという、そういう筋合いのものではないというふうに思います。こうした罰則規定すら事業者に何ら説明もしないで、議会に条例を出し議決を得ようとするなど、私、議員としてはとても耐えられません。宿泊税条例は取下げをすべきです。以上です。質問してよろしいですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 昨日も金田議員の質問にお答えいたしましたけれども、基本的には、罰則というのは間違ったことをしたということでありますので、基本的に私は、宿泊事業者の皆さんが、そういう罰則規定に引っかかって問題を起こすような人は、基本的にはいないだろうというふうに思っております。仮に今議会で認めていただいたとしても、一年間は施行するまで、時間がございますので、その中で丁寧に説明をさせていただきますたいというふうに思っております。